

税制調査会（第27回総会）議事録

日 時：令和元年9月20日（金）13時00分～14時19分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○委員

第27回税制調査会を開会します。

前回の総会では、答申の素案を皆様に御確認いただき、様々な御指摘を頂戴しました。皆様の御意見を踏まえ、私から指示をして、事務局に修正版を用意していただいたので、本日は、修正部分を中心に皆様に御確認いただきます。

また、前回12日、今回20日に御欠席の方々からも、事務局を通じて、事前に御意見をいただき、それらも踏まえた修正版としています。

前回も申し上げましたが、皆様から忌憚のない御意見を伺うため、今回も非公開の起草会合としています。ただし、いつもどおり、総会終了後の記者会見は、開催することとしまして、私から記者の皆様に、本日の議論の概略をお伝えすることとしています。

また、後日、発言者名を伏した上で議事録を公表することとしていますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

修正部分について、事務局から御説明いただく前に、前回、答申の構成についていただいた御意見について、一言、申し上げます。

前回の審議で、第二部の構成を二つに分け、これまでの六年間で実現された税制改正と今後の税制のあり方についての部分とを分けて記述してはどうかと、これまでと将来を分けて記述してはどうかとの御意見がありました。

確かにごもっともな御意見だと思いますが、これまでに実現された税制改正の趣旨や内容と、今後の税制のあり方が密接に関連してくる場合があります。二つを切り分けて書くと、文章が長くなり、重複感が出てくるという側面があるのではないかと思います。

そこで、第二部の冒頭に、これまで当調査会は、働き方やライフコースの多様化への対応や、所得再分配機能の回復等の観点から、個人所得課税の諸控除の見直しを進めてきた。今後、令和の時代の税制は、以下の課題に対応していく必要があるといった趣旨のリード文を入れるほか、これまでの税制改正やその背景となった当調査会の議論と今後の課題との関係を、できるだけ分かりやすく記述する形としてはどうかと思います。

この点、委員の皆様の御理解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（首肯する委員あり）

○委員

ありがとうございます。

それでは、前回の御意見を踏まえて修正された答申案について、委員の皆様から御意見があれば、いただきたいと思えます。

それでは、皆様、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

修正いただいて、大変ありがとうございます。

6 ページなのですが、こういうふうにかえたらどうかという私の意見を述べさせていただきます。6 ページの財政の構造的な悪化というのは、答申の中でも、経済社会の構造変化を税制調査会がどう捉えているかというところでの重要な部分だと思うのですが、前回、意見を言わせていただいて、分かりやすく直していただいたと思っています。

というのは、どういうふうにかえたらどうかという点で、最初のパラグラフで、多額の財政赤字が生じている、それはなぜなのだと、歳出・歳入の両面を通じて、構造的に起きていて、国のサイドでは、社会保障が歳出で伸びて、歳入は、減税が重ねられたが、最近になっては、前回、言ったように、歳入は平成2年超えをしている。しかし、27行目ですが、まだそれで財源調節機能を果たしていません。

地方なのですが、直していくとか、何とかではなくて、こういうストラクチャーで書けないのかと思って、あるいは書いた方がいいのかもしれないということで、地方財政においても、歳出面では足りないのかもしれないのですが、地方歳出でも社会保障関係費が圧迫している。

歳入面は、31行目あたりがとても良く書けていて、景気が回復する中で、平成2年超えと対応しています。地方税収も増加が続いて、地方財政計画で既往債が軽くなった。しかし、良くなってきたが、歳出圧力に対して、十分応えられるものではない。だから、地方においても、歳出・歳入の一体改革が必要だということです。

そういうことを述べた後に、締めくくりですが、7ページの7行目に、こうした目標に向けて、経済成長との両立を図りつつ、上に述べたように、歳出・歳入の両面、私の言葉で言えば、一体的な改革が必要なのだということで、くどくど申しわけないですが、なぜ言っているかということ、税制調査会が財政悪化に対して、どう認識しているか。それは国、地方の歳出・歳入面でこう考えているという形で、同じような内容かもしれないませんが、分かりやすく書けるのではないかとすることがコメントです。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

続いて、どうぞ。

○委員

いろいろ書き込んでいただいて、おおむねよろしいと思うのですが、例えば20ページのところで、窓口に向いて納税するようなやり方ではなくできるだけキャッシュレスを進めることは、納税者と国税庁側双方にメリットがあると思いますので、その取組をぜひ進めていただくという記述を書いていたので、これはまさにそうしていただきたいと思います。

22ページ、23ページのあたりなのですが、適正・公平な課税の実現というところで、きちんと申告されない方がいると、自主的に適正な申告をしている方が損をすることになるので、そういう意味での公平性の観点からも必要だという、そういうことをもう少し書いてはどうか。大体そういう趣旨では書かれているのですが、その点が一点です。

22ページの最後から3行目のところの日本の税務調査は、従来、納税者の理解と協力を得て、その承諾を得て行うことが基本とされているのですが、質問検査権という話は、ここの中に入っていないという含意で書かれているのですか。日本の税務調査は、正確にいうと、任意の税務調査だけですか、そのあたりが気になったということです。

23ページで、網かけで加えられている真ん中のところについてです。その際、納税者による自主的な情報開示を促すための仕組みとありますが、そうなのですが、結局、ここで情報開示といっているのは、要するに自主的な適正な申告を促すということになると思うので、あえて情報開示というレベルにとどまって書くことに意味があるのかということをお伺いしたいです。

以上です。

○委員

これは質問ですか。

○委員

情報開示のところはそうです。

もう一点、税務調査については、質問検査権がどうなのかということですが、その辺りの書き方は難しいですね。

○委員

確かに、少し答えが難しいですが、どうですか。

○中島主税局税制第一課企画官

税制第一課の通則担当の企画官の中島と申します。

一点目の御質問ですが、御指摘のとおり、質問検査権、今の任意調査は、罰則による間接強制ではありますが、他方で運用においては、納税者の御理解と御協力を得てやっていますので、そのことを念頭に置いた記述です。

23ページは、これまで専門家会合等でも納税環境整備に当たっての基本的な視点としまして、納税者に対して、自主的な開示を促す、それから、予見可能性を付与すると

いった基本的な視点を言及されていまして、改めてその考え方をここに盛り込んでいます。

○委員

分かりました。そうすると、先ほどの質問検査権の話は、この税務調査のところに含んで、ここに入るという理解ですね。

自主的な情報開示は、そうすると、「・申告」などと書く必要はないということですか。

○中島主税局税制第一課企画官

ここで申しておりますのは、適正・公平な課税をやるためには、課税処分をやる上での事実関係を、税務当局が正確に把握するといったことが大事であるという考え方のもと、そういった情報を把握するためには、申告のみならず、税務調査においても、納税者から適切に事実関係を税務当局側に開示をするよう、協力をしていただくことが必要であるという、そういう基本的な考え方が前提にありまして、そういったものを促していくといった仕組みを幅広く検討していく必要があるのではないかとということです。

○委員

大掴みには、含んでいるということで理解しました。

○委員

よろしいですか。

お願いします。

○委員

ありがとうございます。

前回の様々な意見をきちんと取り入れて、文章を整理されました。文章も明確になったと思うので、私はこの原案で賛成です。

その上で、一点だけ、コメントを申し上げると、今回の政府税制調査会のいわゆる答申ですが、文書として世の中に出ていくのは、非常に久しぶりで、6年間の議論の集大成ですし、その前、民主党政権の時代は、政府税制調査会がない状況で、本当に久しぶりです。

したがって、この中で十分に議論したということではないですが、一般論として、国民の税の向き合い方は、少し税があまりにも悪者になり過ぎている感じも一方ではありますし、19ページの一番下のところで、理解を深めるための取組ということを受けた形で、さらに23ページの(4)のところで、かなりのボリュームをとって、今後、租税教育の話とか、いわゆる税を理解するための取組をやっていく必要があるといったことを、ある種きちんと受け止めた形で取り入れたのは、大変良かったのではないかと。

まさにここに書いてあるとおり、非常に広範囲に多層にわたって、ベーシックな税に対する理解を深めるための取組は、今後、ますます一層、必要になってくるというこ

とを思っていましたので、そういう意味でも、今回の答申の考え方に賛成するものです。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

続いて、どうぞ。

○委員

ありがとうございます。

三点ほどということで、一つは、いろいろと直していただいたのですが、10ページの個人所得課税における諸控除の見直しのところ、参考でいろいろと書いていただいたのはありがたいのですが、10ページの12行目のところで、諸控除の更なる見直しですが、見直しは二つあると思います。

一つは、金額の見直し、例えば企業所得控除や公的年金等控除の金額の見直し、今、実際にやっていることです。

もう一つは、やり方を見直し、控除の方式の見直しです。

それが参考にある①から③だと思うので、見直しの中に金額及び規模及び方式ですか、そういったものが見直しの対象なのだとということで、もうちょっと明確になった方がいいと思いました。

もう一つは、前回、指摘し忘れたような気がするのですが、プラットフォームの話です。今回、17ページでは、国際課税の文脈でプラットフォームの話が出てきていますが、ここで何度も海外の視察での調査などでも、例えばプラットフォームに源泉徴収であるとか、所得情報の提供とか、こういったことを求めるのは、公平な課税のあり方として、どちらかという、22ページの(3)適正・公平な課税の実現のところに関わるのかと思うのですが、プラットフォームにこういう役割を求めていくことは一つの選択肢で、別にそう決め打ちしているわけではないですが、その辺の議論が22ページの(3)適正・公平な課税の実現の中にあって良かったと思いました。

22ページに一個戻って、地方税務手続の電子化のところ、いつもの文言なのですが、地方公共団体の実情に配慮しつつということで、配慮するだけなら、全く前に進まない、例えば配慮しつつ、国が人的な支援をする。実は内閣官房が司令塔で、例えばICT化を進めるという議論もあるとおりのので、特に人的な支援だと思います。やり方が分からないということもありますので、地方公共団体の実情に配慮するのは結構なのですが、現状を鑑みながら、国がきちんと支援して、積極的に進めていかないと、前に全く進まないことになると思います。

以上です。

○委員

それはコメントということによろしいですか。

○委員

はい。

○委員

わかりました。

それでは、どうぞ。

○委員

どうもありがとうございます。

既に様々な議論を組み入れていただいて、どうもありがとうございます。また、全体的にこういう形のもので6年間の中でできたことは、私はすばらしいと思います。

そういう状況の中で、私は二点、御指摘させていただきたいです。

一つは、先ほどから議論の中にあります、財政全般と絡むことなのですが、特にちょうど10月1日から消費税が引き上げられるという状況の中で、特に格付機関あたりは、消費税が上げられることを非常に重視しています。

そういう観点からすると、今回の例えば9ページの消費税に関するところですが、消費税の扱いは難しいところだと思うので、そんなに加えるというわけではないですが、既に消費税の項目の中で、税収で言えば、最大項目になっている事実は、もう少し伝えてもいいのではないかと思います。

消費税の役割が一層重要になっているという文章があるのですが、例えばこの点については、財政への姿勢の面でもと、そういうことが入ってもいいのではないのかというところはありまして、特に消費税も含めて、今、税のあり方、財政への姿勢を日本国政府が対応できるのかどうかというところを、格付機関とか、内外の投資家もかなり見ていますので、そういった点への対応、もしくはそういう姿勢があるのだといった点を示すということは、私は価値があると思います。

もう一つが、今回、こういった大層なものが出来上がるのは、すばらしいことなのですが、後半部分のところ、租税教育というのでしょうか、こういったところで章を設けられたという点の重要さがあると思います。

こうした重要性があるわけですが、23ページの最後のところで、将来の社会を担う子供たちが、早くから税の意義、役割に対してということが示されています。これらは租税教育として重要ではありますが、私は、今、こうした高齢化社会という状況になりますと、リカレント教育というのでしょうか、例えば社会人も含めた税のあり方に対する教育、もしくは広報も重要です。今後、こうしたものも高齢者に対する様々な対応策、高齢者、社会人も含めたといったところの重要性もあると思います。

こうしたものも包括した対応も、今後の税のあり方、教育において、重要なのではないかと考えていまして、今回、非常に有意義なもの、特にこうした広報と財政の姿勢を内外に示していく点が重要ではないかということで、改めて申し上げた次第です。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いします。

○委員

ありがとうございます。

事務局には、何度か私の考えるところをお伝えして、今回、幾つか取り込んでいただいたことを、まず御礼申し上げます。加えて、もう少し突っ込みたいところを中心に、各論になりますが、何点かお話しさせていただきます。

一つ目、前段の5ページのところで、デジタル経済の話が出てきて、デジタル経済のもとで、勝者総取りになりますというところまでは書いていただいています。もちろん我が国の産業の競争力維持・向上も重要ですし、特に強い競争力はない産業群においても、全体的に生産性を向上することが同じく重要だと考えています。

競争力、あるいは生産性という話になると、イノベーションの促進が大体最初に来るのですが、生産性向上に一番資するのは、競争力の低い産業・企業から、あるいは競争力の高い、成長力の高い産業・企業に資源を移動するところが、一番生産性向上に効きます。したがって、資源の移動という話は、しっかり書いていただきたい。経営資源のシフトというのと、とても前向きな話に聞こえるのですが、本質は、競争力の低い企業の淘汰と、業界の統合ということなので、それは書くべきだと思います。

8ページで、人口減少・少子高齢化への対応という章があります。問題として、とても重要な問題であると掲げている割に、具体的にどうするのかということに関しては、書きぶりがかなり曖昧であり、例えば人的控除の話をいろいろと述べるのであれば、人的控除中心の体系にシフトして書けないでしょうか。少なくともそういう議論は、この場でも過去にあったと記憶しています。

11ページ、退職給付に関して、勤続年数が延びると、一年当たりの控除額が増加する仕組みになっていて、転職の増加と働き方の多様化を想定していないとの指摘があるという、極めて突き放した書き方をしていますが、本来は、勤続年数による差別的な取扱いを廃止すべきだという議論、含意だと思うのですが、それはそう書いた方が良いのではないのでしょうか。

15ページ、租税特別措置のことがいろいろと書かれています。ここに書かれていることには、基本、賛成ですが、先ほど冒頭で申し上げたとおり、生産性の低い企業、あるいは産業の温存装置にしかなくなっていくようなものを廃止するということが、一番の本質だと思いますので、それも書いていただけると、より明確になると思います。

19ページ、デジタルファーストとはっきり書いていただいたのはよろしいと思います。過去、この場での議論でも、少なくとも論点としては提示されていましたが、電子納税に関して、より強いインセンティブを作れないものではないのでしょうか。できる人はゆっくりどうぞと言っているのでは、我が国が必要とする産業界全体の生産性向上が前に

進まないのので、強いインセンティブを与えて、納税事務のところを一つのフックにして、企業の様々なプロセスの電子化を一気に進めるといふ、レバーとして使えるものだという議論が、以前にもあったと思います。

以上、各論になります。

先ほど他の委員がおっしゃっていた、プラットフォームの役割という論点に関しては、私も賛成でございます。

あとは、全体を通して、もう一度、もし可能であれば、見直していただきたいと思うのは、結論とか方向性を、プロが読めば含意は理解できるが、素人が読むと、何を言っているのか分からないという文章が幾つか散見されるように思います。上げるのか、下げるのか、やめるのか、残すのか、はっきり言うべきところは、なるべく言っていたきたいということが願いです。

○委員

6ページの産業構造のところと、15ページの租税特別措置のところ、おっしゃるとおりだと思いますが、産業政策については、どういう産業政策をとるといふことは、また別の所掌がありますので、ここでは、それとの関連で税制がといふところですから、どこまで書くかは、なかなか難しいところもあるかもしれません。

所得控除中心のところは、幾つか税額控除がどうの、所得控除がどうの、ゼロ税率がどうのとか、いろいろありまして、政府と国会に対して、メニューという形でお示ししてあり、その中でどれを選ぶのかといふことになると、政治的な決断が結構入ってくると思いますので、我々がこれだけだといふといいのかどうか、まだ分かりません。私が慎重過ぎるのかもしれませんが、そういうところがあります。

対象化については、より政治的なことがあるかもしれません。ただ、こういう書き方をしていけば、そういう方向だといふことは、十分に伝わっているのではないかという気がしますので、税制調査会が税制を決めて、世の中をリードする方がいいというお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、それは国会がお決めになることで、税制調査会は、そのための参考資料を作る、控え目と言つとあれですが、事実関係を整理して、こういう問題があつて、それにはこういうメニューがありますといふところにとどめておいた方が、憲法84条との関係で、国会の領域に我々が進出することにならないと、思うのですが、そこは御理解いただきたいと思います。何がいいといふのは、最終的には、国民と国会が決める話だといふことです。

○委員

理解はもちろんできるのですが、こういう調査会なり、あるいは審議会なりといふのは、答申を出して、方向性を提言することが役割ではないのかと思うので、提言をする権利は、少なくともあると理解しています。提言をなるべく丸めて、いろんな方があまり怒らないような提言の書き方に多分なつていふと思うのですが、提言であるからには、なるべく明確な方がいいといふのが私の考えなので、申し上げました。

○委員

ありがとうございます。

提言の仕方として、これだということと、これとこれだということと、いろんなやり方があると思います。そこは技術的に審議会の内部でも一つに決まっていけないような場合もありますので、ただ、委員は、最初からずっと首尾一貫して、明確におっしゃっていますので、それをなるべく幅広く取り入れるという形で対応させていただきます。特に電子納税云々のところなどは、将来的に大変必要なことだと思っていますので、その辺の表現はともかく、十分に組み入れていきたいと思っています。

続いて、お願いします。

○委員

ありがとうございます。

23ページの下ですけれども、(4)ということで項立てをしていただいて、税に対する理解を深めるための取組、この中で受益と負担のあり方に関する国民的な論議の重要性とか、子供のころからの租税教育の必要性、これらに言及をいただいたことについては、感謝を申し上げます。

税制の問題で、今後、更に所得再分配機能、財源調達機能、その回復に向けた抜本的な改革が必要だと思っています。そのためには、こういった税に対する理解を深めるための取組、そのもとで目指すべき社会とそれを支える税財政の役割、国民が主体的に理解をし、納得感を持つということを抜きにしては、進められないのではないかと考えています。

それだけに、これは非常に重要なことだと思います。ぜひ今回の答申をきっかけにして、税に対する国民の理解を深める取組が進展することを期待したいと思います。

その他の項目についても、各委員の様々な意見がある中でありますので、検討に検討を重ねられて、こういう形で取りまとめられているということだと思います。そのことについては、関わられた皆さん方に敬意を表したいと思います。その上で、改めて二つだけ申し述べさせていただきたいです。

一点目は、8ページ目の下から9ページ目にかけて、消費税に関してのところですが、消費税の役割が一層重要になっているということで、この内容については、くくられているわけですが、ただ、そのことに関しては、消費税そのものの役割が重要であることと同時に、消費税の逆進性対策を効果的かつ適切に行うこともセットで重要であるということは、論をまたないと思います。

10月の税率引上げにあわせて、逆進性対策として、今回は、軽減税率が導入されるということですが、目下、小売業、流通業を始めとして、導入に向けて、懸命に準備をしているわけですが、現場からは、制度の複雑さ、煩雑さを嘆く声が多数聞こえているということが実情だと思っています。また、逆進性対策としての実効性、あるいは今後、対象範囲の拡大とか、縮小とか、なし崩し的に進められるおそれもあるのではないの

か。こういった疑問や懸念も拭えないと思っています。

消費税の役割が一層に重要になっているという後に、こういった表現を検討いただけないかと思いますが、加えて税率の引上げとともに導入される軽減税率制度についても、その政策効果や当事者として働く現場の状況、消費者の受け止めなどを丁寧に検証していく必要がある。こういった内容が必要だと思いますので、検討いただきたい。

二点目ですが、12ページ目の12行目以降の金融所得課税のあり方に関してです。現行の内容においても、直接的ではないにしても、金融所得課税の強化の必要性については、一定程度示されているようにも思えますが、問題意識をより明確な形にしながら、これもこういった表現を検討いただけないかということですが、老後生活の基盤となる資産作りを支援しつつ、それ以外の部分は、所得再分配機能と財源調達機能を回復していくことについて、検討していくべきである。この種の考え方を少し明示するのはどうかということで、検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

一点目の消費税の軽減税率の点については、とにかく10月1日からの改正の話で、制度自体がまだスタートしておりませんので、その前に問題を予測してというところも、もちろんある程度は必要なのかもしれませんが、スタートした後でフォローアップしていくことも同様に重要だと思いますので、インボイスの導入云々について、少し時間をかけてやっていくことがありますから、執行のあり方、制度の組み方は、まずスタートしてから考えるところで、とりあえずはそうなるのではないかと思うのです。

○委員

今、申し上げた具体案は、軽減税率自体、相当否定的に入れておくこともあって、かなり踏み込んだ表現だと思います。

ただ、逆進性対策がセットでないと、消費税の役割は、確かに重要だと思っているのですが、そこも含めて重要だということは、何らか工夫していただければと思います。

○委員

逆進性対策として、何をどのように入れていくかということについて、更に考えなければいけないことは、当然出てくると思いますので、御意見は十分に理解しているつもりです。

金融所得については、具体的に何がどうか、何パーセントとか、いろんな問題が出てきますので、かなり政治的なところもありますし、理論的にはこんな言い方になるのかという感じで、更に具体的なことは、次のステップで考えていくという感じなのですが、御指摘は十分に踏まえたいと思います。ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○委員

ありがとうございます。

地方税について、このところ、地方税の見直しが行われていません。しかし、問題がないわけではなくて、応益課税といいながら、外形標準課税は大企業に限定されていますし、細かいところでも、所有から利用の時代になったのに、固定資産税の新築住宅への優遇がいまだに続いていたりします。見直しを行っていくことが必要です。

最後の25ページに、「引き続き、地方税についても、検討していくことが必要である」とありますが、いかにも弱い。例えば次のような表現はできないか、御検討いただけないでしょうか。「引き続き、時代に応じた地方税の見直しを行うべきである」と、このようなことを御検討いただければと思います。

○委員

確かにそれはそうですね。ここは考えてみたいと思います。ありがとうございます。どうぞ。

○委員

17ページの5行目から8行目まで、新しい文言が追加されていますが、前半の方で、デジタルプラットフォーマーの新しいビジネスモデルに対する適切な課税というのは、市場国としての課税だと思って、デジタルプラットフォーマーなので、国内にPEがない場合があるからです。

ところが、同時にといて、製造業中心とした投資輸出国であることを踏まえると、この後、この文言は、どちらかという、と、原産地国としてというか、源泉地課税を前提にした、生産した場所を価値の創造した場所とみなして課税を行うという論点に立っていると思うので、日本の立場としてどちらなのか。

諸外国においても、今回のデジタル課税の見直しを契機に、あくまでもGAFAを中心とした特定の企業をターゲットにした見直しということと、PSTなどもそうだと思うのですが、他方で、アメリカなどを中心に、この際だから、法人課税の課税権の配分のあり方そのものの見直しという議論が分かれていると思うのです。

我々としては、別にどちらかに与する必要はないのですが、ただ、この文言を見ると、市場国に与える新しい課税権の対象を適切に限定するという文言になっているので、どちらかという、投資輸出国として、源泉地主義課税に我々は今後もしていく立場なのかどうか、そんなような議論もあったのかということも踏まえて、この議論は、我々にとってみると、結構重要だと思うのです。

もちろん我々は輸出国なので、市場国課税されると、我々の課税ベースが無くなってしまうのはよく分かるのですが、ただ、課税地原則のあり方について、この議論はすごく大事だと思うので、もし日本国としてはこれでいくのですということだったら、それは結構ですが、そこまでは決め打ちをしていないということであれば、両論併記的な、余り限定するということは言わないで、適切な課税権の配分が今後も重要であ

るとか、少しトーンを弱めた方がいいと思いました。

以上です。

○委員

投資を輸出する場合と輸入する場合と、日本がいずれであるか一方に決めてしまう必要はないです。そこは確かに多少不明確かもしれませんが、ちょっと検討させていただいてよろしいですか。後でももちろん御説明しますので、よろしくお願いします。

では、どうぞ。

○委員

本日、新たに付け加えたところは、23ページ、税に対する理解を深めるための取組というところだと思うのですが、先ほど他の委員からも御意見が出まして、私も全面的に賛成です。つまり高齢者についても、こういう問題が出てくるだろうということなのですが、それに加えて、ここでは子供たちになっていますが、これから社会に出ていくような、高度高等教育を受けているような人たち、要するに大学生とか、高校生ですが、こういう人たちについても、日本では余り進んでいませんが、既に大学在学中に起業しているとか、そういう人は、アメリカなどにはたくさんいらっしゃるわけで、こういう人たちについても、適切な租税に対する教育を行うことは、大切だと思います。そういうことで、子供以外の人達についても少し加えていただければ、非常にありがたいです。

もう一点は、先ほど他の委員から御意見が出ました退職金とか、あるいは人的控除の問題ですが、会長からもコメントがありました。税制調査会でいろいろな議論をして、幾つかの意見が出てきて、大体ここら辺で最大公約数というのですか、そういうものを絶妙に書いていただいたのではないかと、私は感じています。

例えば退職金の控除について、事実を前回も確認したのですが、在職期間20年までは毎年40万円、20年を超えるとそれが毎年70万円になります。しかし、それは一年目に戻って70万円になるのではなくて、20年を超えたところだけについては70万円になるということなのです。普通の説明として、退職金というのは、基本的には給与の後払いですので、給与取得には給与取得控除がありますが、退職所得については、少なくとも40万円の部分は給与所得よりも少ない金額しか控除を与えていないことになります。また、長期間在職すると、それだけの退職金が一気に束になって支給され、累進税率の適用を受けるので、在職期間に応じて累進性のある程度緩和する必要があることとなります。これは5年を超えた長期譲渡取得に2分の1課税が適用されることと同じような理屈ではないかと思うのですが、そういうことで、累進性を緩和しているという説明になるのかという感じはしています。

このあたりの記述は、絶妙なバランスがとれているのではないかと私は思います。

○委員

絶妙かどうかは、ちょっとわかりませんが、いろいろな方のいろいろな利害関係が

絡むところで、理論でこうだというのか、今の制度をもとにというのがどこまで言えるかという問題もあるものですから、ただ、中長期的には、もうちょっと方向を打ち出すことが必要な時期は来るのだらうと思います。

租税教育ですけれども、一昨年、エストニアに行ったとき、御老人とか、コンピューターが使えないのではないかという意見を日本では大分聞いていたので、その話をしたら、何を言っているのだと、コンピューターを使いこなすようにすることこそ、人権の保護なのだ、できないということは、人権を無視しているのだ、できるようにするのだと、結構本気でおっしゃっていて、そういう考え方に、世の中では少しずつ移行しつつあるのかもしれないと思います。

コンピューターもそうですが、所得税の簡単なシステムについて、小学校では無理としても、中学校、高校で簡単な医療費の還付の申告の授業があるということでもあれば、すぐにそれが入学試験に取り入れられますから、みんなたちどころに中身を理解してしまうという時代が来るかもしれませんし、子供たちのこともそうですし、大人もそうです。現代社会で生きていく上で、きちっと一定程度の租税に関する知識を有するという事は、絶対に必要だと思いますし、日本税理士会連合会や各国税局等で、租税教育を一生懸命なさっていますが、学校教育及び社会人教育で更にとすることは、確かに必要かもしれません。ここでどこまで書けるかという問題があるのですが、それはそういうことだと思います。ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○委員

今の議論に関連して、11ページの退職給付の書きぶりですが、私はこれでいいと思っていますが、先ほど他の委員がおっしゃった点についても、問題意識としては、私も思っています。ただ、税制として、今後の改正にどうアプローチしていくかというところは、軽課されているからけしからんではないかというところ、恩恵を受けている人たちにとってはありがたいことなので、増税するののかという話になってしまうということだから、軽課されているということに目くじらを立てると、変えられるものも変えにくい。私はその旨を申し上げて、そのとおりに書いていただいているので、いいと思っていますが、一時金払いか、年金払いかによって、取扱いが違ふという中立性を害しているところがあるということが、ちょうど10ページから始まる節の中で書く上では、いい書きぶりになっているのではないかと思うわけです。

特に老後に備えて資産形成しているにもかかわらず、一時金でもらってしまうとすると、一時金でもらって、結局タンス預金にしていたのでは、何のためにもならないということなので、むしろ年金払いにしてもらう方がいい。もちろん退職給付も会社によるのかもしれませんが、年金払いという形にすることもできるということですが、今は一時金払いにした方が、所得税が軽くなる可能性があるため、一時金払いを選択することが見られて、中立的でないということもありますから、今後、退職給付のあり

方を考える上で、一つの視点としては、一時金払いでもらうのか、それとも年金払いでもらうのかというところの選択が、より中立的になるような税制を考える。つまり退職給付を狙い撃ちに税を課すという言い方ではなくて、どちらをとっても同じなのだから、別に一時金払いでもらわなくてもいいのではないですか、年金払いという受け取り方もありますという、そういうアプローチでいけば、今の仕組みに問題があるならば、そこをあぶり出して、税制を改めることができるということは、あると思います。

もう一つはフランスでは同じことを別の言い方でおっしゃっていて、デジタルデバイスというか、コンピューターに疎い方が税務署に来られて申告をしたいが、今までは紙でできたのに、何でコンピューターを使わなければいけないのかといったときには、税務署の職員の方がその場で対応して、紙で申告するものを税務署にあるコンピューターで入力を指導して、それで申告してもらった。そういうことをやっているということもおっしゃっておられたので、決して紙でしか申告ができないということだから、紙で受け取りますということではなくて、入力をお手伝いすれば、紙ではなくて、コンピューターになるということもありますので、そういうデータデバイスの克服の仕方もあるのではないかと思います。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いします。

○委員

前回のお話等も含めて、取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

租税特別措置について、適用実態調査や客観的なデータによる効果検証などを活用していただきたいということをしっかりと書いていただきました。その前提として、生産性を高めていくということも書いてありますので、私も方向性はこれで結構だと思います。

もう一点、電子帳簿等保存制度の見直しの中で、方向はその方向なのですが、企業等の規模や業種に応じて対応していただきたいということを加えていただきました。それで私は結構だと思います。

全体に生産性の低い企業・業種の温存は要らないという、他の委員が最初からずっとおっしゃっている意見には、反対ではないのです。そのとおりだと思います。ただ、マクロの一括した方向性とそれぞれの実情を見た部分とは、また格差がありますので、こういった形で反映していただくことで、私どもは現実的だと思っています。

もう一つ、8ページ目の18行目に、高齢化の進行等により社会保障給付、とりわけその公費負担部分が急速に増加しているという一文があるのですが、この下に続いて消費税についてのことが書いてあるのですが、ここに個人と企業の分も増加していると

いうことを入れていただいた方がいいのではないかと思います。その方が消費税にもつながるし、私どもも実際にそう思っているわけなので、それは遅ればせながらの提案です。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

他にいかがですか。どうぞ。

○委員

恐れ入ります。前回の意見も丁寧に取り込みながら、非常に御配慮の行き届いた文章になっているのではないかと、感銘を受けたりするところですが、構造からいくと、問題点を挙げて、それに対応する様々な手法について、対策を挙げているという形で書いていって、その先、どんな社会がやってくるのかというところが、多分終わりにという部分に書き込まれるのだらうと思うのですが、その構想がもう一つ見えてこないという感じがしています。

例えば今も出ている競争力のない企業を淘汰するかどうかという問題についても、競争力の中身自体が激しく変わってきていて、従来の財とか、価値というものが、性質的にも随分変化していると思います。それをこの調査会としては、どのように見ているのか。例えば努力が報われる社会なのか、努力してもしなくても、同じ社会なのかというときの努力の中身も変わってきているわけです。そういうことについても、この調査会としては、どういうスタンスでこれを議論してきて、これから訪れる社会について、こういう構想があるので、その手段として、これまで論じてきたようなことが、国民の理解のもとにうまく熟成していくことを願っているみたいな、そういう部分、これからの社会の切り口というか、見方というか、ビジョンというか、そういうものをもう少し打ち出してもいいという感じがしています。

対応する手法を選ぶのは政府であったり、国民であったりして、こちらは材料を提供するとおっしゃられました。もちろんそのとおりなのですが、そのときに、どんな切り口、視点で、どういう思いで、どんな社会を見つけているということは、もう少し通じてもいいのではないかと感じがしていますので、終わりのところは、6行ではなくて、もう少し補充できたらいいと思います。

○委員

去年、新聞に「存在感を示せ」と書いていただいたのですが、存在感を示すのはあまり得意ではないので、自信がないのですが、ありがとうございます。注意します。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

皆さん、それぞれお考えがございまして、これはぜひとか、これもあったらいいのではないとか、それぞれ濃淡はあるにしろ、御意見はあると思います。さらに何かございましたら、また事務局宛てに連絡していただければ、これからの時間でどこまでで

きるか分かりませんが、丁寧に対応したいと思っています。

そもそもここで議論したかどうか、どこまで議論したのかという話もありますし、議論したとしても、様々な意見がある場合もありまして、まとめるときに、歯切れよくというか、必ずしもそういうふうにはできないところもあります。そういう意味で、皆様のお考えの反映が必ずしも十分ではないところがあるかと思いますが、税制調査会の委員個人として、いろいろな発言をしていただくことは自由ですので、ぜひ活発に社会に対して御意見をお述べいただけたらと思います。ここでは、集約すると、こういうものだという方向を、とりあえずは目指したいということです。

他に何かございますか。ありがとうございます。

今日も答申の取りまとめに向けて、皆様に非常に有意義な御意見をいただくことができました。今日も含めて、これまで皆様から多くの御意見をいただいて、文章もおおむねまとまってきたのではないかと思います。

そこで、御意見を頂戴することはそれとして、取りまとめに向けた最終的な調整については、今日いただいた意見も含めてですが、私に御一任いただいて、次回の総会で答申を取りまとめることとしたいと思いますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○委員

ありがとうございます。

それでは、次回の総会では、答申を取りまとめることとし、公開の形で開催しますので、よろしく願います。

それでは、このあたりで、本日の議事は終了したいと思います。

会議の内容につきましては、この後、記者会見で御紹介したいと思います。

なお、情報管理の観点から、大変恐縮ですが、本日の資料は、この場に残していただければと思います。

お忙しい中、本当にどうもありがとうございました。

[閉会]